

公示方法の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則（案）の制定 概要

1. 改正の理由

現在、規則において公示が義務付けられている事項については、神戸市公報への登載又は掲示場への掲示により、行っています。

しかしながら、法的効果を直接伴わない情報発信については、デジタル技術の進展その他情報発信手段の多様化を踏まえ、より実質的かつ効果的な発信手段によって市民への周知が図られるべきであるため、公示に係る規定を改正します。

2. 改正の概要

公報又は掲示による告示等の公示の義務付けを廃止し、インターネットの利用等により公表を行うことができるように改正します。

改正する規則は、下記の4件です。

改正する規則	インターネットの利用等で公表することができる事項
神戸市消防表彰規則	受賞者の氏名又は名称及びその功績等の公表
神戸市職員表彰規則	受賞者の氏名及びその功績又は行為の公表
神戸市児童福祉法施行細則	児童福祉法第33条の2の2第4項に規定する一時保護児童の所持する物について、返還請求権を有する者を確知できない場合の公表 ※児童福祉法第33条の2の2第2項に規定する、一時保護児童の所持する物に係る競売公告は廃止します
神戸市屋外広告物条例施行規則	屋外広告物法第10条第2項第3号ロに規定する講習会を開催する日時及び場所の公表

3. 施行予定日

令和6年4月1日